

16監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成16年2月2日

福岡市監査委員	津田隆士
同	上野忠之
同	高橋宏和
同	上野寛

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第1 監査の種類、対象及び区分

1 出資団体監査

- (1) 財団法人福岡国際交流協会（事務監査）
- (2) 財団法人福岡観光コンベンションビューロー（事務監査）
- (3) 福岡住宅サービス株式会社（事務監査）
- (4) 福岡市交通事業振興会（事務監査）
- (5) 財団法人福岡市教育振興会（事務監査）

2 財政援助団体監査

- (1) 部落解放同盟福岡市協議会（事務監査）
- (2) 福岡競艇場従事員共済会（事務監査）
- (3) 福岡市同和教育振興会（事務監査）

第2 団体の概要及び監査の結果等

（出資団体監査）

監査は、出資に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼とし、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

1 財団法人福岡国際交流協会

(1) 団体の概要

- ア 基本財産 20,020万円（平成15年6月30日現在）
- イ 設立年月日 昭和62年3月20日
- ウ 設立の目的 福岡を中心とした近県地域において、この地域の歴史、文化、その他の特性を生かした国際交流活動を行うことにより、市民レベルの相互理解と友好親善を深め、もって普遍的な国際平和に寄与することを目的とする。
- エ 事業内容 (ア) 国際交流を促進する事業の啓発、育成及び人物交流の実施
(イ) 国際交流に関する講演、研修、催し等の実施及び国際交流活動に対する助成
(ウ) 国際交流のための調査、研究及び広報
(エ) その他協会の目的を達成するために必要な事業
- オ 役員及び職員数 役員16人、職員12人(平成15年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち2億円(出資率99.9%)を出資している。また、運営事業費等の助成として平成14年度に3億495万4,423円の補助金を交付している。なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は9人、兼務は2人である。

- (3) 監査の区分, 対象期間及び実施期間
(事務監査)対象期間 平成11年12月から同15年10月まで
実施期間 平成15年9月1日から同年10月2日まで
- (4) 監査の結果
監査の結果は, おおむね良好と認められたが, 下記のとおり注意, 改善を要する事項等が見受けられた。
- ア 会計経理事務について注意を求めるもの
公益法人の会計は, 計算書類によって, 必要な会計事実を明瞭に表示しなければならない。しかしながら, 当該財団においては, 引当金に該当しないものを引当金としたため, 正味財産が適正に表示されない等, 事実と異なる計算書類が作成, 報告されていた。
今後, 会計経理事務については十分に注意されたい。
- イ 賃貸借契約に係る経費の支出事務について注意を求めるもの
事業の執行に必要な経費の支出に当たっては, 支出の妥当性について十分考慮されなければならない。しかしながら, 賃貸借契約を行っている会計ソフトが使いにくいとの理由により期間満了前に新たな会計ソフトを導入したため, ソフトの賃貸借料が二重に発生しており, 経済性の観点からは不適切な支出であった。
今後, 賃貸借契約に係る支出事務については十分に注意されたい。

2 財団法人福岡観光コンベンションビューロー

- (1) 団体の概要
- ア 基本財産 79,600万円(平成15年6月30日現在)
- イ 設立年月日 昭和62年9月1日
- ウ 設立の目的 福岡市及び周辺地域との緊密な連携のもとに, 観光客の誘致, コンベンションの誘致等を行うことにより, 福岡市における観光及びコンベンションの振興を図り, もって国際, 国内観光の振興による人的交流の促進並びに地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする。
- エ 事業内容 (ア) 観光客の誘致及び受入, コンベンションの誘致及び主催者に対する支援
(イ) 観光・コンベンション都市福岡の広報及び宣伝, 観光・コンベンションの調査, 企画及び開発
(ウ) 福岡市からの委託による受託事業の管理運営
(エ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- オ 役員及び職員数 役員35人, 職員27人(平成15年7月1日現在)
- (2) 福岡市との関係
福岡市は, 上記基本財産のうち7億5千5百万円(出資率94.8%)を出資している。また, 運営事業費の助成として平成14年度に1億6,115万6,257円の負担金及びにぎわいプラザの創設・運営事業費の助成として2億3,293万2,138円の補助金を交付するとともに, コンベンション開催貸付金の原資として600万円の貸付を行っている。
また, 福岡市は博多町家ふるさと館管理運営業務等の委託を行い, その委託料総額は平成14年度において1億905万742円となっている。
なお, 上記役員及び職員数のうち, 福岡市職員の派遣は11人, 兼務は1人である。
- (3) 監査の区分, 対象期間及び実施期間
(事務監査)対象期間 平成11年11月から同15年10月まで
実施期間 平成15年9月2日から同年10月7日まで
- (4) 監査の結果
監査の結果, 下記のとおり, 注意, 改善を要する事項等が見受けられた。
- ア 会計経理事務について適正な事務処理を求めるもの

公益法人は、原則として公益法人会計基準に従い、適正な会計処理がなされなければならない。しかしながら、会計経理事務において、次のような事例が認められた。

会計経理事務の適正を期されたい。

- (ア) 財団の会計帳簿については、経理規程に基づき主要簿及び補助簿を作成し備え付けなければならないが、主要簿である総勘定元帳の平成15年度分について、会計システムには入力されていたが、帳簿が備え付けられていなかった。
- (イ) 現金取扱員の任命がなされていない職員が現金を取り扱っていた。また、収納した現金について現金出納簿が作成されておらず、日々の管理が不十分であった。
- (ウ) にぎわいプラザにおける物品販売については、各製造業者等との委託販売契約により行っているため、収入は販売手数料を計上すべきところ、販売収入を計上していた。このため、平成14年度計算書類が適正に表示されていなかった。
- (エ) 平成14年度決算において計上が漏れていた未収金について、平成15年度に入金があった際、平成15年度の過年度損益修正益として処理しなければならないところ、誤って未払金として処理を行っていた。

イ 自動車借上について注意を求めるもの

タクシーチケット（UFJカード）の管理については適切に行われなければならない。使用については必要最小限にとどめなければならない。しかしながら、チケットを個人に交付する際、20枚綴りであるカード1冊を交付していた。また、平成14年度のタクシー使用について、公共交通機関の利便性が良いにもかかわらずタクシー使用が見受けられた。

タクシーチケットは金券であり、管理、使用に当たっては適切に行われたい。

ウ 委託契約事務について注意を求めるもの

予定価格については、厳格な秘密保持及び公正性が要求される。平成15年度「にぎわいプラザ」管理業務運営委託の契約事務は、指名競争入札を行い契約の相手方を決定しているが、業者への現場説明書において、予定価格及び最低制限価格の事前明示を行っており、事前明示の必要性が認められなかった。

当該事業は市補助金で実施されていることを考慮し、今後、委託契約の事務処理については十分注意されたい。

エ 物品管理について適正な事務処理を求めるもの

物品は、その性質、用途に応じ常に善良な管理者の注意をもって保管し、又は管理しなければならない。財団の経理規程によれば、出納員は、物品出納のつど所要の帳簿を整理しなければならないとされている。しかしながら、物品管理事務について、次のような事例が認められた。

物品管理事務に当たっては、経理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

- (ア) どんたく栈敷券、施設ガイド、カレンダー、どんたくグッズの売払用物品について、物品出納簿等による管理がなされていなかった。
- (イ) 乗車券の払出については、未使用の乗車券を職員に払出す際に出納簿への記帳が行われているだけであり、乗車券使用の管理がされていなかった。
- (ウ) にぎわいプラザにおいて、切手・収入印紙の出納簿が整備されていなかった。
- (エ) にぎわいプラザ開館時配布記念品について、直ちに費消されていないにもかかわらず、出納簿による管理がなされていなかった。

3 福岡住宅サービス株式会社

(1) 団体の概要

ア 資本金 1,000万円（平成15年6月30日現在）

イ 設立年月日 平成6年7月1日

- ウ 設立の目的 (ア) 集合住宅の適正な維持管理，建物に係るコンサルタント業務
(事業内容) (イ) 住宅及びその他の建築物の維持，管理に関する業務，建築工
事設計，管理に関する業務
(ウ) 損害保険代理業務，家庭用電気製品，家庭用ガス器具及び家
庭用給排水設備機器の販売，斡旋業務
(エ) 上記業務に附帯する一切の業務
- エ 役員及び職員数 役員4人，職員9人(平成15年7月1日現在)
- (2) 福岡市との関係
福岡市は，上記資本金のうち5百万円(出資率50.0%)を出資している。また，福
岡市は箱崎土地区画整理事業ふれあい住宅管理の委託を行い，その委託料総額は平
成14年度において725万3,400円となっている。
なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の兼務は2人で派遣はない。
- (3) 監査の区分，対象期間及び実施期間
(事務監査)対象期間 平成11年10月から同15年10月まで
実施期間 平成15年9月1日から同年10月10日まで
- (4) 監査の結果
監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

4 財団法人福岡市交通事業振興会

- (1) 団体の概要
 - ア 基本財産 1,000万円(平成15年6月30日現在)
 - イ 設立年月日 昭和56年1月5日
 - ウ 設立の目的 福岡市の交通問題に対する意識の啓発，交通道德の普及及び福岡
市高速鉄道の乗客への便益増進等に関する事業を行い，もって福岡
市の交通事業の健全な発展と公共の福祉に寄与することを目的とす
る。
 - エ 事業内容 (ア) 福岡市の交通問題に対する意識の啓発に関する事業
(イ) 交通道德の普及及び交通安全についての知識の啓蒙に関する
事業
(ウ) 高速鉄道の乗客への便益増進に関する事業
(エ) 福岡市の委託を受けて行う高速鉄道に関連する事業
(オ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
 - オ 役員及び職員数 役員10人，職員21人(平成15年7月1日現在)
- (2) 福岡市との関係
福岡市は，上記基本財産のうち1千万円(出資率100%)を出資している。また，
福岡市は高速鉄道の施設，設備の保守管理業務等の委託を行い，その委託料総額は
平成14年度において7億145万4,049円となっている。
なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の派遣は7人，兼務は7人である。
- (3) 監査の区分，対象期間及び実施期間
(事務監査)対象期間 平成12年9月から同15年9月まで
実施期間 平成15年9月3日から同年9月25日まで
- (4) 監査の結果
監査の結果は，おおむね良好と認められたが，下記のとおり注意，改善を要する
事項等が見受けられた。
- ア 負担金の交付先団体に対し適切な指導を求めるもの
交付した負担金については，交付先団体において，適正に使用されているか調
査確認し，指導する必要がある。しかしながら，平成14年度の「第67回八都市交
通事業協力会連合会代表者会議開催市負担金」の交付先団体において，会議参加
者が個人で負担すべき費用を支出していた。

今後、交付先団体に対し、交付目的に沿った適正な執行を行うよう指導されたい。

イ 委託契約事務について注意を求めるもの

委託契約に係る設計金額の積算については、委託する業務の内容や量に応じたものでなければならず、また、積算の基礎となる数量の算定等については慎重に行わなければならない。しかしながら、平成14年度及び同15年度「定期乗車券等発売等業務委託」（福岡市地下鉄姪浜・西新・天神・貝塚駅定期券発売所）において、次のような事例が見受けられた。

今後、設計金額の積算については、慎重に行うとともに、契約方法について見直しの検討をされたい。

- (ア) 箱崎九大前駅乗継ぎ駐車場駐車券の発売業務について、発売件数の計算を誤ったこと、また、平成15年度はさらに消費税を二重に加算したことにより、設計書の設計金額が誤ったものとなっていた。
- (イ) プリントカード（15年度はマイショットカード）発売業務費用について、設計金額の算定の基礎となった発売予定枚数が、実績を大きく上回っており、当該費用については、単価契約とすべきであったと思われる。

5 財団法人福岡市教育振興会

(1) 団体の概要

- ア 基本財産 6,118万円(平成15年6月30日現在)
- イ 設立年月日 昭和34年7月27日
- ウ 設立の目的 福岡市の教育の振興発展を図るため、主として幼児、児童及び生徒に係る教育的援助ならびに福祉厚生を行うことを目的とする。
- エ 事業内容
 - (ア) 幼児、児童及び生徒に係る奨学に関すること。
 - (イ) 幼児、児童及び生徒に係る福祉厚生に関すること。
 - (ウ) 前2号の事業を推進するために有効と認められる事業の援助に関すること。
 - (イ) その他目的を達成するために必要な事業
- オ 役員及び職員数 役員19人、職員2人(平成15年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち2,885万円(出資率47.2%)を出資している。また、運営事業費の助成として平成14年度に3,599万35円の補助金を交付するとともに、奨学金貸与の資金として19億2,478万5,000円の貸付を行っている。
なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は7人で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成12年2月から同15年10月まで
実施期間 平成15年9月1日から同年10月16日まで

(4) 奨学金貸与事業に係る未返還金の取り扱いについて検討を求めるもの(要望)

奨学金貸与事業は当該財団の主要事業であるが、平成15年3月末における未返還金が3億6,700万円余あり、未返還金の徴収は重大な懸案事項である。しかしながら、長期延滞者の管理が不十分である等是正が求められる点や、連帯保証人への返還請求等検討を要するものが認められた。また、一方で、返還不能の事態に対応した貸付金償却を行うことの検討も必要と思われる。

奨学金貸与事業については、返還に係る制度、管理体制の充実を図り、未返還金の徴収率向上に努められたい。

(5) 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

ア 委託契約事務について注意を求めるもの

事務事業等を委託によって行う場合は、委託業務の必要性、有効性及び経済性

を十分考慮しなければならない。しかしながら、電算委託契約業務において、データ管理の必要がないと思われる奨学金返還完了者のデータ管理を行っていた。今後、委託契約事務については十分注意されたい。

(財政援助団体監査)

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、諸帳簿等関係書類を抽出により検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

1 部落解放同盟福岡市協議会

(1) 団体の概要

ア 設立年月日 昭和24年6月1日

イ 設立の目的 部落差別からの完全解放の実現に向け、真に人権が確立された民主社会の実現を図ることを目的とする。

ウ 事業内容 (ア) 同和行政・同和教育の推進のための支援・推進活動事業
(イ) 市民啓発を中心とした部落問題解決のための指導・助言事業
(ウ) 差別意識を払拭するための方策・実践を構築するための推進活動事業
(エ) 同和地区を中心とした地域教育活動事業
(オ) 住環境整備の要望のとりまとめとその支援事業
(カ) 「同和行政を市政の根幹」とするための啓発事業

エ 役員及び職員数 役員12人，職員5人（平成15年7月1日現在）

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は、自立支援・啓発推進等事業及び道路照明事業の助成として平成14年度に1億1,103万4,434円の補助金を交付している。

なお、上記役員及び職員に福岡市職員の派遣及び兼務はない。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成12年4月から同15年10月まで

実施期間 平成15年10月9日

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 福岡競艇場従事員共済会

(1) 団体の概要

ア 設立年月日 昭和41年9月4日

イ 設立の目的 福岡競艇場従事員の福利厚生並びに互助融和を図ることを目的とする。

ウ 事業内容 (ア) 共済給付に関すること。
(イ) 福利厚生，文化体育に関すること。
(ウ) その他，会の目的達成に関すること。

エ 役員及び職員数 役員17人，職員4人（平成15年7月1日現在）

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は、福岡競艇場従事員共済会事業の助成として平成14年度に9億4,095万5,958円の補助金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は12人である。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成10年5月から同15年10月まで

実施期間 平成15年10月8日

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 福岡市同和教育振興会

(1) 団体の概要

ア 設立年月日 平成14年4月1日設立

(福岡市同和奨学振興会と福岡市社会同和教育振興会を統合再編)

イ 設立の目的 同和地区住民の自立促進を図るため、児童生徒の学力向上、地域・家庭の教育力向上及び住民のより一層の自立向上・自己実現を目指す学習活動の支援を行うことを目的とする。

ウ 事業内容 (ア) 地域家庭教育総合支援事業

(イ) 自己実現を図る教育活動支援事業

(ウ) 全市教育活動支援事業

エ 役員及び職員数 役員13人 職員4人(平成15年7月1日現在)

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は、福岡市同和教育振興会が実施する事業に対して、平成14年度に9,172万5,081円の負担金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は11人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成14年4月から同15年9月まで

実施期間 平成15年9月11日

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。